

4.4 処分の制限（交付要綱第17条参照）

（1）助成金を受領した車両には、処分の制限があります。

処分とは、以下の内容を指します。

- ・ 助成対象自動車に関する以下の行為
 - ・ 本助成金の交付の目的に反する使用
 - ・ 譲渡（売却、名義変更）
 - ・ 交換
 - ・ 廃棄
 - ・ 貸付（リース事業者を除く）
 - ・ 担保に供すること
- ・ 転居等により、助成対象者や助成対象自動車の「都内」に関する要件を満たさなくなること。

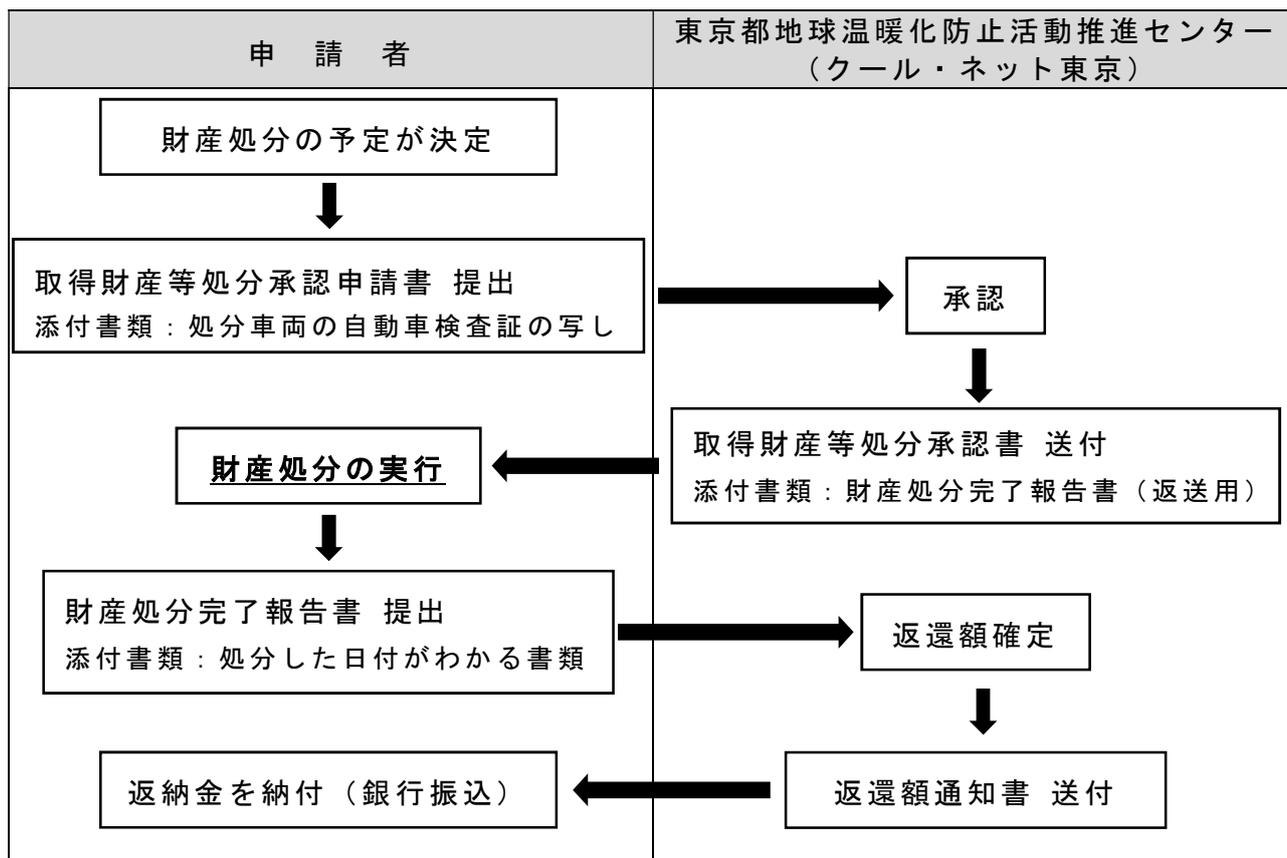
（2）本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分	処分制限期間 (初度登録日から起算)
燃料電池自動車（燃料電池タクシーを除く）	4年
燃料電池タクシー（※）	3年

※ 燃料電池タクシー…国土交通省の「低公害車普及促進対策費補助金」で燃料電池タクシーとして補助金を受けた車両

（3）処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、次ページのフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。

- ・ 承認申請書の様式は、クール・ネット東京のホームページからダウンロードできます。
- ・ 承認申請の提出先は、助成金申請のときと同じです。
- ・ クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- ・ 承認申請書の到達から承認通知まで1～2週間程度かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から2週間以上空けてください。
- ・ 承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。



(4) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$$

経過期間は、初度登録日から所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）までの月数で計算します。たとえば、10日に初度登録した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日からは2か月目となります。処分制限期間も、月数で計算します。（燃料電池自動車は48ヶ月、燃料電池タクシーは36ヶ月）

ただし以下の場合には、処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。

- ・ 助成対象自動車が天災等により走行不能となり抹消処分した場合
- ・ 助成対象自動車が過失のない事故により走行不能となり抹消処分した場合
- ・ その他クール・ネット東京が特に認める場合